

京都府スケート連盟 京都スケート学校

受講規約

◆ご入学手続きについて（受講手続きについて）

- ・受講規約の同意書をご記入の上、連盟登録料（京都府スケート連盟 7,000 円・日本スケート連盟 少年 1,000 円／成年 2,000 円）受講料・スポーツ保険料（中学生以下 800 円／高校生以上 1,850 円）クラブ費（年間 1,000 円）を添えてお申込み下さい。

下記口座までお振込みをお願いします。

（振込先）京都中央信用金庫 大手筋支店 店番 0 5 8 普通 0 6 9 3 6 8 7

京都府スケート連盟 フィギュア部

◆期と受講スケジュール

- ・毎年 4 月～翌年の 3 月（12 ヶ月間）
- ・レッスン回数はリンクの空き状況により変動します。
- ・振替受講・休学は受付けておりません。（インフルエンザ・コロナは振替可／学校行事は不可）

◆受講について

- ・月/回数×90分 4,000 円（月 4 回～8 回） ◎ 月/回数×60分 3,000 円（月 4 回～8 回）
- ・受講を 1 ヶ月以上お休みされる場合は、前月中に申し出て下さい。その際は休会費として 3,000 円を徴収致します。
- ・受講料・休会費・スポーツ保険料は、いかなる場合でも返金出来ません。
- ・最終受講日より 2 ヶ月以上無断欠席の場合、退学されたものとみなします。
- ・指導者や他の受講者への著しい迷惑行為があった場合、あるいは、学校運営上、相応しくない行為と判断した場合は退学となる場合があります。
- ・生徒のみでリンクに通われる場合の事故等に関しましては学校側では責任は負えません。
- ・台風等の自然災害の警報発令時は休校とします。
- ・当学校はスポーツ安全協会の保険に加入している団体で、スケート学校練習リンク⇄自宅の往復中の事故、及びスケート学校の練習中、スケート学校として出場する大会、バッジテスト等の事故が補償対象となります。

◆継続（更新）と卒業（退校）について

- ・毎年 4 月～翌年 3 月末で 1 期が修了となります。
- ・継続の意思がある場合、自動継続となり、3 月にスポーツ保険料を徴収します。
- ・卒業（退校）を希望の場合、必ず 1 ヶ月前に申し出て下さい。

◆その他

- ・住所、連絡先電話番号等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。
- ・当学校入学後は、クラブ登録、京都府・日本スケート連盟登録の選手登録が必要となります。
- ・他のスケート教室や個人レッスンを並行して受講される方はお申し出ください。
- ・個人レッスンへの変更を希望の方はご相談下さい。
- ・当学校所属時に受けた振付・編集された音楽は許可なく他では使用できません。
- ・練習中の写真・動画を撮影する場合、他の生徒の撮影はしないこと。
- ・SNS 等に他の生徒の画像・動画・コメント等を掲載しないこと。
- ・事故・怪我が発生した場合は応急処置のみで、その後の責任は負いかねます。
- ・保護者間の間違った情報、噂話、関係のあったチームや先生の悪口は言わない。
- ・京都スケート学校は京都府から補助金の出ている普及を目的とした連盟事業により、連盟運営の妨げになるような事はせず、京都スケート学校運営に協力すること。

京都スケート学校入学に際しての同意書

京都スケート学校 御中

受講生 氏名 _____

受講生 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

別紙「京都スケート学校の受講規約」に同意いたしました。

年 _____ 月 _____ 日

保護者氏名 _____ 印 _____
(未成年の方のみ)